

「卓越した技能者」等推薦規程

昭和22年 5月16日 制定

(目的)

第1条 本規程は雇用保険法に基づき、都道府県の実施する「優秀技能者」表彰候補者と、「優秀技能者」のうちから厚生労働省の実施する「卓越した技能者」表彰候補者を、当組合より推薦を行う場合を定める。

(対象者)

第2条 本組合は組合員、従業員（但し勤続7年以上）及び組合事務局員のうち、次の各項のすべてに該当する技能者を「優秀技能者」として推薦する。

- ① 技能の程度が卓越して現在もその技能をいかしていること
- ② 技能者の後進の指導育成をしていること
- ③ 表彰の行われる日現在において30年以上の経験を有し、且つ満50才以上であること
- ④ 1級防水技能士
- ⑤ 社会の模範であって次の各号に該当する事実がないこと
 - イ. 刑罰（選挙違反を含む）
 - ロ. 破産宣告
 - ハ. 禁治産、準禁治産宣告

(推薦者の選出方法)

第3条 本組合の推薦者の選出は次の手順で行う。

- ① 「優秀技能者」
 - イ. 各支部長は支部幹事・事務局にはかり、毎年前年の12月末日までに候補者を技術委員長に提出する。
 - ロ. 技術委員長は候補者が第2条各項に該当するか検討し、優先順位を付して毎年2月末日までに理事会に答申を行う。
 - ハ. 理事会は各支部1名以内の候補者を決定する。
- ② 「卓越した技能者」
 - イ. 技術委員長は当組合所属の「優秀技能者」の中から「卓越した技能者」表彰候補者として選出し、これを三役会に報告し、三役に推薦の実施の承認を得る。
 - ロ. 理事会には事後承認を得る。
 - ハ. 推薦者は一職種につき一名とする

(通 知)

第4条 第3条により決定した「優秀技能者」候補者は各支部長より、「卓越した技能者」候補者は理事長より通告する。

(作 業)

第5条 事務局及び支部事務局は候補者として推薦者の書類の作成を行う。

(推薦者)

第6条 推薦者は、「優秀技能者」は支部長、「卓越した技能者」は理事長とする。

(P R)

第7条 事務局は組合報を国・各都道府県職業訓練主管部課及び職業能力開発協会に配付する等、本組合が職業技能開発向上に積極的なことをP Rするものとする。

(その他の推薦)

第8条 「卓越した技能者」及び「優秀技能者」以外の国などの表彰者の推薦はそのつど理事会において決定する。